

令和4年度

第2回第二農地部会定例会議事録

令和4年5月31日（火）

ユートピアくびき希望館2階 第2会議室

令和4年度 第2回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和4年5月31日(火) 午後3時00分
会 場 ユートピアくびき希望館 2階 第2会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(9名)

19番	上野 栄一	5番	岸田 健	9番	大滝 正秋
10番	滝沢 記一	17番	岩崎 欣一	18番	長瀬 一成
20番	竹原 よし子	21番	望月 博	22番	山本 誠信

(2) 農地利用最適化推進委員(15名)

(安塚区) 高波 澄男、青田 俊一
(浦川原区) 田鹿 敏行、井部 慎一
(大島区) 高橋 三登一、田邊 清一
(牧 区) 米川 尚登、金井 薫、中川 正道
(柿崎区) 宮川 武彦、長井 恒夫、小池 孝志
(大潟区) 細谷 正夫
(吉川区) 中嶋 琢郎、常山 哲夫

2 欠席委員

- (1) 農業委員…1番 小山 一成、2番 五十嵐 隆一、24番 笠原 浩一の3名
(2) 農地利用最適化推進委員…(頸城区) 上井 康二、大島 伸一
(三和区) 福原 弥、高橋 浩一の4名

3 職務のため出席

(1) 事務局員

安塚区駐在室	主 任	岩崎 賢恵	
浦川原区駐在室	副主任	笠原 英明	
大島区駐在室	班 長	上野 元之	
牧区駐在室	副主任	井田 義之	
柿崎区駐在室	室 長	小林 隆浩	主任 上田 良広
大潟区駐在室	班 長	佐藤 憲司	
頸城区駐在室	主 任	閨間 邦明	
吉川区駐在室	副主任	江村 秀幸	
三和区駐在室	班 長	中条 崇	

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

21番 望月 博 22番 山本 誠信

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 3 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

④牧区駐在室管内分

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 上農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について

議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について

柿崎区 駐在室長	<p>【1. 開会】 午後3時 それでは、これより令和4年度第2回第二農地部会定例会を開催いたします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、上野部会長からごあいさつをお願いいたします。</p> <p>(上野部会長あいさつ)</p>
柿崎区 駐在室長	<p>それでは、農業委員会会議規則により、上野部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p>
柿崎区 駐在室長	<p>本日は、出席委員9名、欠席委員3名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員15名、欠席推進委員4名です。</p>
議 長	<p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。</p> <p>21番 望月 博 委員、22番 山本 誠信 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、代表者が憲章を読み上げますので、他の皆さんは着座のまま、黙読をお願いいたします。</p> <p>それでは、9番 大滝 正秋 委員に読み上げていただきます。</p> <p>大滝委員、よろしくをお願いいたします。</p>
大滝委員	<p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議 長	<p>大滝委員、ありがとうございました。</p>
議 長	<p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p>
議 長	<p>《安塚区駐在室の議案》 最初に安塚区駐在室管内分の案件を審議します。</p>

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

安塚区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定7件をご説明いたします。1頁、番号2129番から2頁、2135番をご覧ください。

1頁、番号2129番から2頁、番号2132番までの4件については、貸借期間が満了したことから、新規設定となりますが、以前と同じ農業者に貸し付けるものです。

2頁、番号2133番から2134番までの2件は、労力不足に伴い、自作地を地域の担い手へ貸し付けるものです。

番号2135番は、地主の労力不足に伴い、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

なお、これら7件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

安塚区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定1件をご説明いたします。3頁、番号2105番をご覧ください。

人・農地プランに登載されている担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたしま

す。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

《浦川原区駐在室の議案》

議 長

次に浦川原区駐在室管内分の案件を審議します。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

浦川原区駐在室です。よろしくお願いいたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定1件を説明いたします。1頁、番号2566番をご覧ください。

耕作者の労力不足により、地域の担い手と利用権を設定するものです。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

＜議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について＞

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

浦川原区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 5 件をご説明いたします。2 頁、番号 2521 番から 3 頁、2525 番をご覧ください。

これら 5 件の案件については、人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

≪大島区駐在室の議案≫

議 長

次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

大島区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1 頁、番号 2908 番から 2911 番までの 4 件をご覧ください。

いずれも合意解約による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ売却 1 件、他者へ貸付予定 2 件、他者へ貸付 1 件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 農地法第3条許可申請について>

議 長

議案第1号「農地法第3条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第1号「農地法第3条許可申請について」ご説明いたします。

2頁、番号2901番をご覧ください。

申請農地、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

譲渡人は、県外に居住しており、耕作できないため、譲受人に相談したところ、合意に至ったため、売買により所有権移転するものです。

譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件すべて満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

<議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定9件をご説明いたします。3頁、番号2963番から5頁、2971番をご覧ください。

それでは、特徴的な案件に絞って説明いたします。

番号2965番から2971番までの7件は、これまで別の借り手との間で利用権を設定されていましたが、借手が労力不足となったため、新たに地域の担い手へ貸し付けるものです。

これら9件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

大島区
駐在室

議案第3号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権移転1件をご説明いたします。6頁、番号2901番をご覧ください。

農地の集約化のため、近接で耕作している地域の担い手へ貸借権を移転するものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<牧区駐在室の議案>

議 長

次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

牧区
駐在室

牧区駐在室です。よろしくお願いたします。

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定11件説明いたします。1頁、番号3365番から3頁、3375番をご覧ください。

いずれも契約期間満了に伴う再設定です。

これら 11 件の案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

牧区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 1 件をご説明いたします。4 頁、番号 3303 番をご覧ください。

これまで農地利用集積円滑化団体を介して契約されていましたが、契約期間が満了したことから、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

<<柿崎区駐在室の議案>>

議 長

次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。

<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について>

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

柿崎区駐在室です。よろしくお願ひいたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3734番から2頁、3738番までの5件をご覧ください。

いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕4件、他者へ貸付1件です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は、関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

<議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について>

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

柿崎区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定10件を説明いたします。3頁、番号3893番から5頁、3902番をご覧ください。

それでは、特徴的な案件に絞って説明いたします。

番号3893番は、これまで相対で利用権を設定されていましたが、耕作者が農地中間管理事業への移行を希望されたことから、新たに農地中間管理機構を通じて賃貸借契約を締結するものです。この案件は、前段の報告第1号で説明しました関連案件です。

番号3902番は、譲受人の耕作している農地に近接しており、耕作に利便性が良いため、新たに利用権を設定するものです。

これら10件の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《<u>大潟区駐在室の議案</u>》 次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>＜報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u> 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区 駐在室	<p>大潟区駐在室です。よろしくお願いいたします。 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。1頁、番号4603番をご覧ください。 大潟区犀潟地内の登記簿地目「畑」、面積387㎡を集団住宅として利用するため、売買するものです。 位置図は2頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p><u>＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</u> 議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
大潟区	<p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定5件につい</p>

駐在室	<p>てご説明いたします。3頁、番号4673番から4頁4677番をご覧ください。</p> <p>それでは、特徴的な案件に絞ってご説明いたします。</p> <p>3頁、番号4674番から4頁、番号4676番までの3件は、地主の労力不足に伴い、新たに農地中間管理機構に貸し付けるものです。</p> <p>これら5件の案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。</p>
議 長	<p>《頸城区駐在室の議案》</p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p><u>＜報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について＞</u></p> <p>報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」事務局の説明を求めます。</p>
頸城区 駐在室	<p>頸城区駐在室です。よろしくお願いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」ご報告いたします。1頁、番号5301番をご覧ください。</p> <p>届出農地は、頸城区西福島地内の登記簿地目「畑」1筆160㎡で、一般個人住宅を建設するため、売買するものです。</p> <p>位置図は2頁に掲載しましたのでご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

議 長

<議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について>

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 1 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。

3 頁、番号 5302 番をご覧ください。

頸城区百間町地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。

4 頁に位置図、5 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。

申請者は、市内のアパートで妻と娘の三人で居住しておりますが、子どもの成長に伴い、生活スペースが手狭となりました。また、昨年、母親が障害者となり、周囲のサポートが必要な状況となったことから、今後の両親のサポート及び協力して子育てを行いたいと考え、申請農地に賃貸借権を設定し、一般個人住宅を建設するものです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。

工期は、令和 4 年 5 月 31 日から令和 4 年 9 月 30 日までです。

転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水により処理し、雨水は道路側溝へ排水することから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。

議 長

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

頸城区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 1 件を説明いたします。

6 頁、番号 5304 番をご覧ください。

本案件は、人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を

借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

＜吉川区駐在室の議案＞

議 長

次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。

＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞

議 長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

吉川区駐在室です。よろしくお願いたします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1頁、番号6233番をご覧ください。

合意による解約であり、返還後の利用計画は、農地中間管理機構へ貸付です。

なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。

＜議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞

議 長

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定12件をご説明いたします。

2 頁、番号 6325 番から 4 頁、6336 番をご覧ください。

それでは、特徴的な案件に絞ってご説明いたします。

4 頁、番号 6333 番と 6335 番は、これまで特定農作業受委託により耕作されていましたが、新たに農地中間管理機構に貸し付けるものです。

番号 6334 番は、地域の担い手の方との利用権が満了したことから、農地中間管理機構へ貸し付けるものです。

番号 6336 番は、これまで相対で利用権を設定されていましたが、耕作者が農地中間管理事業への移行を希望されたことから、新たに農地中間管理機構を通じて賃貸借契約を締結するものです。この案件は、前段の報告第 1 号で説明しました関連案件です。

これら 12 件の案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第 2 号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

吉川区
駐在室

議案第 2 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定 3 件をご説明します。5 頁、番号 6207 番から 6209 番をご覧ください。

これら 3 件は、人・農地プランに登載された担い手が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長	<p>本件について同意することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p>
議 長	<p>賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。</p>
議 長	<p>≪三和区駐在室の議案≫</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p>
議 長	<p>＜報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>三和区駐在室です。よろしくお願います。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ご報告いたします。1 頁、番号 8615- (ハイフン) 1 番から 8619 番までの 4 件をご覧ください。いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、地主耕作です。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議 長	<p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p>
議 長	<p>＜議案第 1 号 上越市農用地利用集積計画の決定について＞</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」事務局の説明を求めます。</p>
三和区 駐在室	<p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」貸借権設定 7 件を説明いたします。2 頁、番号 8684 番から 3 頁、8690 番をご覧ください。</p> <p>貸借権設定 7 件のうち、特徴的な案件に絞って説明いたします。</p> <p>番号 8688 番、8689 番、8690 番は、地主の労力不足に伴い、新たに農地中間管理機構へ貸し付けるものです。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p>

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は原案どおり決定することとし、上越市農用地利用集積計画の策定を市長へ要請することといたします。

<議案第2号 農用地利用配分計画案に係る意見について>

議 長

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」事務局の説明を求めます。

三和区
駐在室

議案第2号「農用地利用配分計画案に係る意見について」貸借権設定2件を説明いたします。4頁、8604番、8605番をご覧ください。

いずれも人・農地プランに登載された担い手の方が、農地中間管理機構から農地を借り受けるものです。以上です。

議 長

ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

(賛成の委員は挙手)

議 長

賛成多数なので、本件は同意することに決定いたします。

議 長

以上で、用意された議案の審議は終了しました。

【7. その他】

議 長

他に事務局、または委員の皆さん、何かありますか。

(「ありません」の声あり)

議 長

他に何もありませんので、この後の進行は事務局に代わります。
長時間のご審議、ご苦勞様でした。

柿崎区 駐在室長	上野部会長、ありがとうございました。
柿崎区 駐在室長	【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の岸田委員からお願いいたします。 (岸田職務代理あいさつ)
柿崎区 駐在室長	【9. 閉会】 以上をもちまして、令和4年度第2回第二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。 午後3時38分終了 (農地部会終了後、地区会議開催)